

沖縄県警察官等に対する支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令

発出年月日:昭和47年5月15日

文書番号:訓令23

公表範囲:全文

改正 前略…平成14.9 訓令22

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第5項及び第5条の規定に基づき、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する支給品の支給及び貸与品の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(被服使用期間の算定)

第2条 条例第2条に規定する被服の使用期間は、支給の月から起算し、着用期間により積算するものとする。

2 着用を始めた月又は着用を終えた月の着用期間が1月に満たない場合においても1か月として計算するものとする。

(私服の品目、員数及び使用期間)

第3条 条例第2条第5項の規定による私服の品目、員数及び使用期間は、次のとおりとする。

(別表のため省略)

2 私服は、条例第2条第4項に掲げる支給品（以下「制服」という。）の予算の範囲内において調製するものとする。

(制服の支給停止及び使用期間の進行停止)

第4条 私服勤務を命ぜられた者に対しては、その勤務を命ぜられた月の翌月から制服の支給を停止する。この場合すでに支給している制服で使用期間の満了していないものは、その使用期間の進行を停止する。ただし、私服勤務者が支給停止及び使用期間の進行を停止された後、私服の支給を受けることなく私服勤務を命ぜられたときは、その期間中制服勤務に従事した者とみなす。

(特殊の被服及び装備品)

第5条 条例第5条の規定により支給又は貸与する特殊の被服及び装備品は、別表第1のとおりとする。

(使用期間の特例)

第6条 返納された支給品を再び支給する場合には、その損耗程度を査定のうえ、使用期間を短縮することができる。

(支給品等カードの作成及び取扱い)

第7条 警察本部（以下「本部」という。）警務課長は全警察官等の、本部各課（所、隊）長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）はそれぞれ所属警察官に対する支給品及び貸与品の支給又は貸与の状況を明らかにするために、別記様式第1による支給品及び貸与品カードを作成保管しなければならない。

2 第5条に規定する特殊の被服及び装備品のうち、所属長に支給又は貸与する特殊の被服及び装備品の支給又は貸与の状況を明らかにするため、前項に準じて別記様式第2により特殊の被服及び装備品カードを作成保管しなければならない。

- 3 所属長は、所属の警察官等が配置換えによつて転出した場合は、支給品及び貸与品カードをその所属長に送付しなければならない。
- 4 所属長は、所属の警察官等が離職し、又は休職を命ぜられたときは、当該警察官等の支給品及び貸与品カードを使用期限の終らない支給品及び貸与品とともに本部警務課長に送付しなければならない。

(納付金)

第8条 条例第6条ただし書きの規定による納付金は、当該私服の購入価格に別表第2に掲げる使用期間経過月数と対応する割合を乗じて得た金額とする。

- 2 所属長は、納付金の納入事由が生じた場合は、納付金調書（別記様式第3）を3通作成し、5日以内に警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。
- 3 本部長は、前項の報告を受けたときは、納付金額を決定の上、納付金額決定通知書（別記様式第4）により当該納入義務者及び所属長に通知するものとする。
- 4 前項の納付金額決定通知書を受理した所属長は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の定めるところに従い納入義務者に納入通知書を交付するなど、速やかに納付金の納入についての手続きをとり、納入義務者が納付金を納入したときは、納付金納入状況報告書（別記様式第5号）を本部警務課長へ提出しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和47. 10. 5 訓令86）

この訓令は、昭和47年10月5日から施行する。

附 則（昭和48. 12. 27 訓令36）

この訓令は、昭和48年12月27日から施行する。

附 則（昭和53. 12. 22 訓令21）

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和55. 2. 5 訓令3）

この訓令は、昭和55年2月15日から施行する。

附 則（昭和55. 10. 20 訓令17）

この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和60. 1. 7 訓令1抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和60年1月10日から施行する。

附 則（平成6. 3. 31 訓令10）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 9. 30 訓令22）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

別表等省略